

記入例：子の継続認定

任意継続申出用 被扶養者確認書

任意継続申出時に、継続認定を必要とする被扶養者がいる場合は、任意継続加入時以降の状況等について、以下の該当する項目をすべて記入・☑し、「任意継続組合員申出書」に添付し提出してください。

記入日

作成日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

任意継続の申出にあたり、継続認定を要する被扶養者は以下のとおりです。 また、今後被扶養者の要件を欠いた場合は、速やかに届出します。	組合員証番号	1987654
	組合員氏名	公立 太郎
	電話番号	090-****-****

引き続き認定を要する被扶養者を記入

1 現在被扶養者に認定されており、任意継続後も継続認定を受けようとする者

被扶養者 1	氏名	公立 愛	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	続柄	二女	住民票住所	<input type="checkbox"/> 同一 <input checked="" type="checkbox"/> 別
	実生活上同別居等	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居	生活費等送金月額	100,000 円	居住地等	<input checked="" type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 海外：渡航目的 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 観光・保養等		
	認定理由	<input checked="" type="checkbox"/> 義務教育以下（未就学児・義務教育） <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 収入が少ない <input type="checkbox"/> その他（						
	収入	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	公的年金の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	の収入(年額)	358,000 円		

別居の場合は、生活費等で組合員（組合員夫婦）が送金又は負担している金額（組合員夫婦の合計額）を月額に換算して記入

被扶養者 2	氏名	公立 学	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	続柄	長男	住民票住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別
	実生活上同別居等	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	生活費等送金月額	円	居住地等	<input checked="" type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 海外：渡航目的 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 観光・保養等		
	認定理由	<input type="checkbox"/> 義務教育以下（未就学児・義務教育） <input type="checkbox"/> 家事従事者・就職活動中・障がい者・病気療養中等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入が少ない（パート <u>アルバイト</u> ・年金受給者・自営業等） <input type="checkbox"/> その他（						
	収入	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	公的年金の有無	<input type="checkbox"/> 有：年額 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円	公的年金以外の収入(年額)	856,000 円	

該当する理由に☑、○

【当該被扶養者の収入】

- 任意継続加入後の状況を想定して、これまでの実績等から収入見込額（年額）を記入
- 毎年7月に被扶養者の資格確認調査に必要なため、被扶養者の収入確認書類（給料明細・年金額通知書等）の写しを保管（任意継続加入手続き時は記入のみ、提出不要）

収入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	公的年金の有無	<input type="checkbox"/> 有：年額 <input type="checkbox"/> 無	円	公的年金以外の収入(年額)	円
----	--	---------	---	---	---------------	---

参考【新たに認定を必要とする被扶養者がいる場合】

本書には記入せず、認定要件を備えた日以降に、次の書類を提出。

- 様式 … ①被扶養者認定申告書、②扶養事由書
- 認定要件確認書類（重複しているものは1部）
 - … ①続柄：戸籍又は住民票（組合員が世帯主で、続柄の記載された個人番号のないもの）
 - ②国内居住要件：住民票、③直前の健康保険確認：資格喪失証明書等、④収入確認
 - ⑤夫婦共同扶養・他の扶養義務者、⑥別居の場合の送金状況

（裏面へ続く）

被扶養者が「子」の場合は、次頁の2(1)を必ず記入

被扶養者が「子」の場合は、2(1)を記入

2 夫婦共同扶養・他の扶養義務者の有無等

被扶養者に「配偶者」以外の被扶養者がいる場合は、次の(1)又は(2)を記入。

(1) 当該被扶養者が「子」の場合

被扶養者が「子」で、組合員に配偶者がいて配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦共同扶養に該当。

① 夫婦共同扶養（被扶養者でない配偶者）の該当を確認。該当の場合は氏名等、②を記入。

組合員の配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者でない	配偶者氏名等	公立 教子	<input type="checkbox"/> 配偶者も組合員	(組合員証番号)
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 被扶養者				

② 夫婦双方の年間収入（見込額）の比較 ※配偶者が当支部組合員の場合は記入不要。共同扶養の配偶者が当支部組合員でない場合は、夫婦双方の年間収入の比較が必要。

組合員の配偶者が、被扶養者又は当支部組合員でない場合は、
②夫婦双方の年間収入（任意継続加入後向こう1年間）を記入

・夫婦双方の年間収入（任意継続加入後向こう1年間）見込額

組合員の収入	1,600,000 円	※退職後の収入	配偶者の収入	1,450,000 円	※前年と同程度の場合は、前年の収入。
--------	-------------	---------	--------	-------------	--------------------

(2) 当該被扶養者が「子・配偶者」以外の場合

【組合員の年間収入】

退職後の状況を想定して、任意継続加入後向こう1年間の収入見込み額を記入。

※在職時の給与等は含まない。

※組合員の方が多い、又は、同程度（年間収入の差が多いほうの1割以内）であること。

【配偶者の年間収入】

任意継続加入後向こう1年間の収入見込み額を記入。

前年と同程度の場合は、前年の収入（源泉徴収票の収入額等）を記入。

【被扶養者認定上の所得・取消事例等】

日頃から、被扶養者の収入状況等を確認し、被扶養者の給料明細等、収入確認書類を保管してください。毎年7月頃に実施する被扶養者の資格確認調査で、被扶養者の収入確認書類（年金額通知書・給料明細等）の写しを提出することとなります。

1 被扶養者認定上の所得について

被扶養者認定上の所得とは、所得税法上の所得とは異なり、向こう1年間における恒常的な収入（税等控除前）の総額で、障害年金、遺族年金等の非課税所得や、傷病手当金、個人年金、利子、配当、株等による収入等も含まれます。

退職金、一括払いの給付金等、その1回限りの収入は含みません。

2 所得限度額

被扶養者の区分 ※R5.4.1改正	年額	月額（年額÷12）
障害事由の公的年金の受給要件に該当する者、又は、60歳以上の者	180万円未満	15万円未満
上記以外の者	130万円未満	108,334円未満

* 雇用保険を受給する場合は、給付日数にかかわらず、基本手当日額×360日で年額に換算。

* 被扶養者認定後、収入が変動する場合は、毎月の収入総額（税等控除前の支給総額）が、3か月連続して月額限度額を超過しないこと、及び、直近過去12か月分の合計額が年額限度額を超過しないことが必要。

3 被扶養者取消事例

- ・勤務先で健康保険に加入した
- ・夫婦共同扶養で配偶者の方が収入が多くなった
- ・3か月連続して月額限度額を超過した
- ・直近過去12か月の合計額が年額限度額を超過した
- ・勤務先や勤務時間を増やし所得限度額超過が見込める
- ・公的年金が決定し、その他の収入と合わせて所得限度額を超過した
- ・別居で送金を止めた（減額した）
- ・被扶養者が海外で活動するために渡航した